

京都市教育委員会教育長告示第8号

平成19年12月15日から当分の間、職務代理の場合の公印について、次のとおりとします。

平成19年12月20日

京都市教育委員会教育長職務代理

教育次長 高桑三男

教育長その他の職員に事故があるため、又は教育長その他の職員が欠けたため、他の職員がその職務を代理する場合には、当該教育長その他の職員の公印は、その職務を代理する職員の公印とみなします。

(教育委員会事務局総務部総務課)